

津市条例第31号

津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、避難支援等関係者による災害時等の円滑かつ適切な避難支援等の実施を支援するとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための必要な措置を図り、避難行動要支援者が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる関係者として津市地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条第1項の規定により作成する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるものをいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難行動要支援者 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして津市地域防災計画に定めるものをいう。
- (4) 名簿情報 法第49条の10第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。

(名簿情報の提供)

第3条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、津市地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、次に掲げる場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- (1) 避難行動要支援者が当該名簿情報の提供に関し、規則で定めるところにより拒否の申出をしていない場合
- (2) 前号の拒否の申出をした場合であっても、津市防災会議において、避難支援等の実施のために名簿情報の提供が必要であると認める場合

(3) 第1号の拒否の申出をした場合であっても、津市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、市長が避難支援等の実施を支援するために名簿情報の提供が必要であると認める場合

(名簿情報に係る管理状況の報告等)

第4条 市長は、前条又は法第49条の11第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「被提供者」という。）の名簿情報に係る管理状況を確認するために必要があると認めるときは、当該管理状況について当該被提供者に対し、報告を求め、又は検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置等)

第5条 被提供者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外のために当該名簿情報を自ら利用し、又は当該被提供者以外のものに提供してはならない。

3 被提供者は、当該提供を受けた名簿情報について、漏えいが生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を書面により市長に報告しなければならない。

(秘密保持義務)

第6条 被提供者（当該被提供者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。